

米沢市農業委員会会長
伊 藤 精 司 様

米沢市長 中 川 勝

令和3年10月15日付けで提出のあった令和3年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について、下記のとおり回答いたします。

記

1 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 農地中間管理機構関連土地改良事業の継続について

農地中間管理機構関連土地改良事業は、担い手への農地の集積・集約化とともに、併せて基盤整備が図られ、工事費の所有者負担も生じない極めて優良な事業であるため、今後の事業継続を国、県へ働きかけること。また、調査設計費の負担軽減に向けて、引き続き関係機関と調整を図ること。

回答

農地中間管理機構関連土地改良事業は、通常のほ場整備事業（基盤整備事業）に比べて採択要件の受益面積が半分で実施でき、工事費についての受益者負担はありません。

引き続き、事業継続の必要性を国や県へ働きかけると共に、調査設計費の地元負担の軽減に向けた検討につきましても、今後も関係機関と調整を図りながら行ってまいります。

なお、現行制度において農地中間管理機構関連土地改良事業は、中間管理事業の地域集積協力金の交付が見込まれることからこの資金の活用についても農業者へ情報提供をお願いいたします。

担い手への農地の集積・集約化を進めていくには貴委員会との連携が必要不可欠でありますので、適宜、連携を図りながら業務を推進してまいります。

(2) スマート農業に対する補助予算の拡充について

農業者の高齢化や後継者不足により農業者が減少していく中、スマート農業の導入による農作業の省力化、効率化は不可欠であるため、スマート農業に対する支援の拡充を図ること。

回答

近年、ICT や IoT 等の先端技術を用いた多種多様な農業用機械等が多く実用化されており、農作業の効率化や省力化を図るためにはそれらを活用した取組みが有効であると考えております。市単独補助事業や国の補助事業によりスマート農業への支援が可能であります。本市では市単独補助事業の拡充を図るため、農作業時に係る身体

的負担を軽減するためのアシストスーツを補助対象とするなど、補助要件の見直しを随時行っております。今後も積極的に活用していただけるよう農業者の皆様へ周知を図るとともに継続した支援を行ってまいります。

(3) 水田活用の直接支払交付金に係る交付対象要件の緩和について

長期の不作付けや果樹等の永年性作物へ転換した理由により交付対象外となった水田は、担い手に集積され振興作物等を作付けした場合であっても交付対象から除外されている。このことは、農地の集積や遊休農地の解消を妨げる一因になっているため、交付対象となるための要件緩和について、国（東北農政局）へ働きかけを行うこと。

回答

水田活用の直接支払交付金の交付対象農地においては、「基本的に前年度において交付対象水田に該当したもの」となっており、平成30年以降3年連続して不作付地でその翌年も作付けが行われないことが確実な農地は、交付対象外水田の取り扱いとなっています。

御意見のありました担い手等に集約され再作付けされた農地が交付対象となるためには、農地中間管理機構から賃借権又は使用賃借による権利の設定または移転を受けたもの、又は、担い手への集積、低コスト化等、水田収益力強化に資することを条件に交付金の交付が適当と認められる農地であって地方農政局長等が認めたものの等の条件があり、いずれも、個人単位または協議会単位で交付対象水田の面積が増加しない範囲で東北農政局への協議が必要となりますので、農地集積や遊休農地の解消の妨げとならぬよう、要件の緩和について東北農政局に要望してまいります。

2 遊休農地の発生防止・解消について

遊休農地解消のための予算確保等について

昨年度、県が創設した「やまがた人・農地リニューアル事業」は、遊休農地及び荒廃農地を解消するための有効な支援策であり、要望面積が解消できるよう予算の確保に努めること。また、農地の荒廃状況に応じたきめ細かな支援が可能となるよう事業の充実を県に働きかけること。

併せて、平成30年度で廃止となった「荒廃農地等利活用促進交付金」制度の復活とともに、交付金の増額など、実用性の高い支援内容となるよう要望すること。

回答

「やまがた人・農地リニューアル事業」について、補助対象となり得る経営体へ事業周知及び要望調査を実施し、要望量に応じた予算の確保に努めてまいります。

御意見のとおり、当該事業は遊休農地等を解消するための有効な支援策であります。平成30年度をもって廃止となった国の制度である「荒廃農地等利活用促進交付金」と比較しますと支援対象範囲が一部狭くなっておりますので、農業者の要望に幅広く対応するためにも国の制度復活や事業の充実を図ることは重要であると考えております。遊休農地等の解消に向けた取組みを厚く支援していくためにも、国事業の復活及び支援充実に向けた補助対象範囲の拡充や交付金の増額等を国や県に対して働きかけてまいります。

3 新規参入の促進について

農家子弟農業後継者（親元就農者）育成確保のための給付金制度の創設について

これからの農業を支えるうえで、農業後継者の確保と円滑な経営継承は喫緊の課題となっている。

農家子弟による親元就農は、その後の定着性が高いものの、農業次世代人材投資事業の対象から外れるなど支援は不十分であり、結果として農業後継者数が伸び悩んでいるのが実情である。

農家子弟が親元就農しやすい環境を整え円滑な経営継承を実現するため、今年度新設された経営継承・発展等支援事業の拡充と、本市独自の支援制度の創設を図ること。

また、親元就農者についても農業次世代人材投資事業の対象となるよう、国に対して制度改正を働きかけること。

回答

農業次世代人材投資事業は、農業経営開始直後の不安定な時期における新規就農者の所得確保を目的とした制度であり、親元就農で単純に農業経営を継承するような場合は原則として制度の対象とはなりません。

ただし、新規作物を導入するなど農業経営の発展に向けて新たな取組を行う場合は、対象となりうるため、農業経営の継承を考えている方に対しても、当該事業の活用の可能性を説明のうえ、活用を希望される場合は積極的に支援をしていきます。

令和3年度に農業後継者を対象として新設された経営継承・発展等支援事業は、地域の中心経営体の後継者が、経営継承後の経営発展に向けた計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を支援するものであり、100万円を上限として国と市がそれぞれ2分の1を負担します。現在、3件の申請があります。また、市単独支援事業である「米沢市未来を拓く農業支援事業」のなかで親元就農による農業後継者が主体となっていく事業等に対する支援を行っており、今後も当該事業の積極的な活用を推進してまいりますので、市独自の支援制度の創設につきましては考えていないところです。

4 有害鳥獣対策について

有害鳥獣対策予算の増額と補助対象経費の拡大について

有害鳥獣被害は、農業収入の減少とともに営農意欲が失われ、農地の遊休化にもつながることが懸念されるため、有害鳥獣被害を減らす侵入防止柵の設置や、地域ぐるみの被害防止活動を行う予算を増額すること。特に、侵入防止柵については、設置等に係る人員の確保に大変苦慮している状況にあるため、制度を拡充し設置等に係る作業人員の日当についても補助対象となるよう国、県へ働きかけること。

また、猟友会による個体数調整は、被害を防止のうえで有効な手段である。会員の増員による活動の強化を促すため、新規狩猟者免許取得等補助金の増額及び猟友会への補助を拡充するとともに、駆除した有害鳥獣の獣肉等の有効活用に向けて、ジビエ処理施設を設置するなど対策を図ること。

併せて、モンキードッグによる追い払いも効果的であることから、モンキードッグの育成に努めること。

回答

鳥獣被害対策については、侵入防止柵の設置や地域ぐるみの鳥獣被害防止対策等を十

分支援できるよう、その効果を見ながら予算を要望する予定です。

3件以上の被害を防止する広域的な侵入防止柵の設置等の費用については、負担が大きく支援して欲しいとの声をいただいておりますが、鳥獣被害対策事業の核となる鳥獣被害防止総合対策交付金では、柵の設置、撤去、維持管理作業人員への日当についての使用、いわゆる経常経費については、支出できないことになっております。制度改正について、昨年ご意見を受け、県を通じて国へ要望しているところですが現在のところ厳しい見通しです。しかし、多面的機能支払交付金の集落協定の組織に属している場合は、これらの活動が実施できるとされておりこの事業の活用について農業者へ情報提供をお願いいたします。

捕獲については、防除や環境整備同様に鳥獣害を防止するために重要な要素であります。新規狩猟者免許取得等補助金については、新規の担い手の声等を聞きながら令和元年度に補助率を2分の1から3分の2へ増額しております。また、猟友会への補助拡充については、猟友会と協議しながら引き続き検討をしております。

捕獲個体の処分方法については、ジビエ等の利活用方法や処分の検討など多方面で検討を進めているところです。ジビエ振興については、自家消費促進や販売を見据えたレシピ開発、他県事例の収集等を行っているところですが、放射能や豚熱、捕獲後の処理施設まで鮮度を保った運搬方法等詳細な問題等もございますので、引き続き研究を行い慎重に進めていきます。

モンキードッグについては、昨年同様資質を持った犬が見つからず、実現に至っていないのが現状です。長野県などの先進地の事例を参考にしながら、その手法等について今後とも検討したいと考えております。

5 新型コロナウイルス禍における農業支援について

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、農畜産物の消費量の落ち込みと市場価格の低迷が続いており、その影響は農畜産物全般に及び、中でも本市では米や米沢牛、そば、花き類への影響は大きく、特に米は外食需要等の落ち込みにより業務用米を中心に在庫過多の状態であり、今後の生産量や価格への更なる影響が懸念されている。

これらに対して、国、県、市からは各種の支援策が講じられているものの、新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見いだせない中、農業者への影響が益々拡大、長期化していることから、今後とも経営安定に資する各種支援策を継続して行うこと。

回答

ご意見のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響で外食需要の大きな落ち込みにより本市の農畜産物に大きな影響があります。本市では、8月30日にJA山形おきたま農業協同組合からの「米の需給調整に関する要望」を受け、いち早く地元選出の国会議員、県議会議員及び山形県に米の需給調整に関する要望を行いました。稲作農家への支援として、県と市と融資機関が協調し、つなぎ資金の実質無利子化の助成を実施しており、今後は米の次期作に係る費用の一部支援の実施について検討を行っているところです。

また、米沢牛につきましては、令和2年の需要減少に伴い市場価格が低迷したことから、市単独補助事業及び県と協調した補助事業を実施して生産者の支援を行うとともに、消費拡大事業を展開したところ、ほぼ令和元年に近い市場価格まで回復しました。しかし、本年4月からの首都圏を中心とした緊急事態宣言が長期化し、往来自粛による外食需要も見いだせないこともあって依然として市場価格が低迷しているところです。この

ため「おうちで牛肉まつり」や「お店で牛肉まつり」など、消費拡大を図る事業を展開しながら市場価格を注視してまいります。花き等につきましても、アルストロメリアの市場価格や出荷量も回復基調にはあるものの引き続き注視してまいります。

９月末をもって全国の緊急事態制限が解除されました。今後、徐々に外食需要が回復していくことが期待されますが、再び新型コロナウイルス感染症による影響が懸念される際は生産者の経営安定に資する支援策を講じてまいります。

以上